裁判へのご支援・ご協力を！
2017年03月17日　１３２号

生活保護制度を良くする会
ニュース

事務局　　道　生　連
電　話　011-736-1722
ﾌｧｯｸｽ　011-736-1688
ﾒ　－　ﾙ　seihoyokusurukai@herb.ocn.ne.jp

新・人間裁判の第１１回口頭弁論での、平澤政廣さん（６５才・札幌市東区）の陳述です。

札幌市東区に住んでいます平澤政廣です。現在妻と２人暮らしで、間もなく６６歳になります。私は、もともと調理師をしており、高校卒業後、割烹やホテルなどで修業したのち、昭和 58 年に自営の飲食店をはじめました。しかし 50 歳を過ぎて脳腫瘍を患い、手術をしましたが、バランス障害、味覚障害、聴覚障害などの後遺症が残り、身体障害５級の認定を受けました。

それでも商売は続けてきましたが、60 歳を過ぎた頃より、経営不振におちいり、支払に追われる中でのストレスと長年の不規則な食生活により、夫婦ともに持病の糖尿病が悪化しました。そのため店を続けることが困難になり３５年間頑張って続けてきた店の廃業を決めました。

そのため収入がなくなり、医療費の支払いも困難になってしまいました。かかりつけの病院で医療費の相談をするなかで生活と健康を守る会のことを知り、暮らし丸ごとの相談をして、平成 23 年 12 月に生活保護を申請、それ以来生活保護を受給しています。

生活保護費は引き下げられるまえからギリギリで、そのなかでなんとか生活できるようにしてきました。しかし、保護費が引き下げられたことで、たいへん厳しくなっています。

１カ月の食費は３万５千円程度におさめるようにしています。なるべく献立の種類を増やしたいのですが、安い食材を買ってメニューを決めるので、結局同じようなメニューの繰り返しになってしまいます。商売をしているときは、中国産や添加物、遺伝子組み換えの食品を使うことを避けてきましたが、今は少しでも安いものを買うようにしているので、中国産だとか、添加物、遺伝子組み換えなどを気にしている余裕はありません。安いものしか選択肢はないのです。保護費が減ってから外食はほとんどしなくなりました。外出した時も、お昼はコンビニのおにぎりなどですませるようになりました。

いま持っている電気製品は、みな保護を受ける前からのもので、生活保護受給当初は、壊れた時のため毎月貯めようとしていましたが、今はとても貯めることなんかできません。我が家で一番金額の張る冷蔵庫は、２０年も使い続けてきているため、いつ壊れるかと心配しながら暮らしています。

日本の憲法では「すべての国民には健康で文化的な最低限度の生活を営む権利があり、国はそのために努力しなければいけない」と定めています。生活保護制度は、この憲法の規定を具体的にした制度といえます。私は、この「健康で文化的な最低限度の生活」とは、けっして死なない程度に生きていられるギリギリの生活とは思いません。

少なくとも、生活保護制度というのは今の日本での平均的なふつうの生活、人との交際、趣味や文化活動なども楽しむことが出来る生活でなければならないと思います。

このように生活保護を受けていても、社会活動とか人との交際は絶対必要なものと思いますが、お金がないため制限せざるをえなくなっているのが、我が家の実態です。同窓生や以前の仕事仲間からさそわれたり、講演会やサークル活動に参加すると、かならずお金がかかります。仲よくなると「たまにはお茶や食事にいかないか、旅行にいかないか」とさそわれますが、とても余裕がないので、ウソの理由をいって断ることがしばしばです。これは、たいへん悲しいことです。だから、人と仲よくなることもためらうのです。友人、知人の訃報にも知らん顔をすることがしばしばあります。本当につらいです。

また年賀状を出すことで、電話を貰い、食事などを誘われたりするのがつらくなるので、付き合いを整理することを決め、今年から大幅に減らしました。

ただでさえ欲求をすてて暮らしてきたのに、保護費減額でさらに節約しなければならず、人付き合いもできず、冠婚葬祭にもでられません。これでは健康で文化的な生活、人間らしい生活といえないと思います。

生活保護受給者がいかにガマンをしいられているか、餓死や凍死する人が出なければいいのか、健康で文化的な生活、人間らしい生活がどんなものか、裁判官のみなさんが私たちの声、意見に真剣に耳をかたむけ、私たちの暮らしている生活の現場を見てほしいと心から思います。